

第五六回手をつなぐ育成会東海北陸大会

大会決議（案）

令和三年五月の災害対策基本法の一部改訂により、要配慮者の個別避難計画の作成と合わせて福祉避難所への直接避難について努力義務化されました。しかし、個別避難計画の作成が遅れているのが現状で、地域によっては未だに一般避難所に避難した後、トリアージにより福祉避難所に避難させるところがあります。私たち知的障がいのある人と暮らす家族は福祉避難所へ直接避難を必要としている方が多くいます。年初の能登半島地震から見えてきた課題を検証し、要配慮者の実態に即した避難計画が策定されるよう強く望むものです。

障がい者に対する差別や虐待など障がい者を取り巻く環境はまだまだ厳しいものがあります。私たち手をつなぐ育成会は、障がいのある人の権利擁護団体として、本人と家族の声を取りまとめ、次の事項が早急に実現されるよう「第五六回手をつなぐ育成会東海北陸大会」の名において決議し、育成会としての役割を確認し、行政及び関係機関に要望します。

記

- 一、災害時における障がい者の「個別避難計画」の作成と、福祉避難所への直接避難ができる体制を早急に実現すること
- 一、障がい者に対する権利擁護を遵守し、養護者支援や障がい福祉サービス事業所における虐待防止指導を徹底すること
- 一、インクルーシブ教育を推進し、知的・発達障がいのある児童・生徒にたいする将来を見据えた特別支援教育の充実を図ること
- 一、地域生活支援拠点等の整備をもれなく行い、「親なきあと」も適切な居住の場を確保できるとともに、緊急時の支援が身近な環境で整う体制を確立すること
- 一、高齢期（六五歳）を境とした介護保険の適用に関して、障がいの特性を加味した計画がたてられるようケアマネージャーとの連携や相談支援体制の充実を図ること
- 一、ひとり一人の働く意欲を尊重し、雇用の促進及び継続に繋がる就労・雇用制度の拡充を図ること

以上のことを本大会において決議し、私たちは今後とも東海北陸および全国の仲間と手をつないで活動します。

令和六年九月二八日

第五六回 手をつなぐ育成会東海北陸大会